

今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱

今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、今治市の多様な分野における社会的課題の解決及び市民生活の質の向上により、まちの活性化に資することを目的とし、自動運転、ドローン、AI、IoT等の新しい先端技術である近未来技術等（以下「近未来技術」という。）を活用し、実用化に向けて検証を行う実証実験を実施する者に対して、予算の範囲内で、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 近未来技術等実証実験事業

国家戦略特別区域制度に基づき、国と共同で設置する今治市近未来技術実証ワンストップセンター（以下「近未来技術実証ワンストップセンター」という。）を通じ、今治市域内にて実施する実証実験（以下「実証実験」という。）であって、民間企業、大学等、研究機関又はその他団体（以下、「民間事業者等」という。）が実施する事業をいう。

(2) 近未来技術等実証実験クラウドファンディング活用事業

近未来技術実証ワンストップセンターを通じ、実証実験において、民間事業者等が資金調達のためクラウドファンディング（インターネットを介して不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。）を活用する事業をいう。

2 同一の実証実験において、前項各号で定める補助対象事業を重複して補助金の交付を申請することはできない。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、民間事業者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 国及び地方公共団体等から補助を受け又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていないこと。

(3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受

託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額については、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、社会通念上適正な価格で取引されたものを対象とする。
- 3 補助対象経費の算定にあたり、補助対象事業の実施において寄付金その他の収入が生じる場合は、補助対象経費の額から差し引くものとする。
- 4 補助対象経費に対して、他の補助制度による補助金の交付を受ける場合は、この要綱における補助金は交付しない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、補助対象事業者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108条）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び同法第37条第1項の規定により中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者を除く。）であり、かつ、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付決定通知を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

（補助対象事業の変更承認申請）

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市近未来技術等実証実験事業費補助金変更承認申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、変更の承認を行い、補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

(補助対象事業の中止等)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市近未来技術等実証実験事業等（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の遅延等)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに今治市近未来技術等実証実験事業等遅延等報告書（別記様式第4号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、今治市近未来技術等実証実験事業等実績報告書（別記様式第5号）に市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっているときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、速やかに補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出があった場合は、補助対象事業者に対し期限を定めて当該消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還させるものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、今治市近未来技術等実証実験事業費補助金請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 補助対象事業者は、補助金を目的外に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他、補助対象事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(今治市近未来技術等実証実験クラウドファンディング活用支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 今治市近未来技術等実証実験クラウドファンディング活用支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

別表（第4条関係）

近未来技術等実証実験事業

○補助対象経費	
区 分	内 容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
原材料費	事業の実施に必要な加工用資材に係る経費
物品費	事業の実施に必要な物品の購入に要する経費（当該事業でのみ使用されるものに限る。）
通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代、通信費、運送料等の経費
機械器具借上料	事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタルに要する経費（当該事業でのみ使用されるものに限る。）
その他付帯経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの（当該事業でのみ使用されるものに限る。）
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて他の事業者に行わせるために必要な経費（上記区分に該当するものに限る。）
○補助率及び補助限度額	
補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業につき50万円を上限として、交付するものとする（算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）。	

近未来技術等実証実験クラウドファンディング活用事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
クラウドファンディング仲介事業者（クラウドファンディングによる資金調達のためのウェブサイト運営及びサービス提供を行う事業者で、一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員である者をいう。）に支払う資金調達成立時の手数料（ただし、資金調達が不成立となったものは補助対象事業としない。）	補助対象経費の10分の10以内	40万円（算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）

別記様式第1号（第5条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
団 体 等 名
代表者職氏名

今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて上記補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業、補助対象経費及び補助金交付申請額

（1） 補 助 対 象 事 業

（2） 補 助 対 象 経 費

円

（3） 補助金交付申請額

円

2 補助対象事業にかかる実証実験の概要及び目的

3 補助対象事業の開始及び終了予定日

（1） 開始予定年月日

（2） 終了予定年月日

4 添付書類

（1） 事業計画書

（2） 団体概要書

（3） 収支予算書

（4） その他市長が必要と認める書類

担当者

職（担当）

氏名

電話番号

別記様式第2号（第7条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金にかかる事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第7条の規定により、変更を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 変更前と変更後の事業の内容及び事業経費等を容易に比較対象できるように二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第8条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験事業等（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金にかかる事業を次のとおり中止・廃止したいので、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の時期

別記様式第4号（第9条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験事業等遅延等報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金にかかる事業の遅延等について、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助対象事業の開始又は終了の予定

年度今治市近未来技術等実証実験事業等実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金にかかる事業を 年 月 日付けで完了しましたので、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象経費及び補助金額

（1） 補 助 対 象 事 業

（2） 補 助 対 象 経 費

円

（3） 補助金交付決定額

円

3 補助対象事業の開始及び終了日

（1） 開始年月日

（2） 終了年月日

2 添付書類

（1） 収支決算書

（2） その他市長が必要と認める書類（クラウドファンディング活用事業の場合は、クラウドファンディングサイト利用手数料の支払いが確認できる書類）

別記様式第6号（第10条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金について、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額（返還額）

円

3 添付書類

上記2の金額の積算を確認できる書類（確定申告書（写し）、課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表（写し）等）

別記様式第7号（第12条関係）

年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団 体 等 名

代表者職氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金交付決定の通知があった 年度今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金について、今治市近未来技術等実証実験プロジェクト事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円也

振 込 先	
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 店・支店
口座種別	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----